

広告募集案内（施設広告掲出仕様書）

広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■募集概要

名 称	会計課窓口への広告掲出
広告掲出場所概要	尾張旭市役所北庁舎1階会計課窓口において、ポスターの掲示及びチラシを掲出
	<input checked="" type="checkbox"/> 屋外広告物には該当しません。 <input type="checkbox"/> 屋外広告物に該当します。
利用者層等	市民、事業者
規格等	ポスター及びチラシ（下記の「スペース」を参照）
広告掲出期間	令和8年7月1日～令和9年3月31日 ※1か月単位で申込可。
備 考	

■広告料

掲出場所	スペース（縦×横）	枠数	広告料(1枠、税込)
尾張旭市役所1階会計課窓口	ポスター：（ガラス面） 縦60cm、横70cm以内 （カウンター下） 縦80cm、横88cm以内 チラシ：カウンター 縦29cm、横70cm以内	1枠	2,500円～/月

※ 掲出場所の配置については尾張旭市が決定します。

■広告掲載に関する条件

尾張旭市広告掲載要綱及び尾張旭市広告掲載基準を遵守してください。

その他以下に掲げる広告は掲載できません。次に掲げる関連事業の業種・事業者に限定します。

- ・尾張旭市指定金融機関
- ・尾張旭市指定代理金融機関
- ・尾張旭市収納代理金融機関

■広告の制作等

- ・申込時にポスター及びチラシを提出し、内容の審査を受けてください。
（広告掲載基準等に基づき、掲示・掲出をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。）
- ・市が定める最終締切までにポスター及びチラシをご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合または掲出できない場合がありますが、その場合であっても広告料は減額いたしませんのでご注意ください。
- ・ポスター及びチラシの制作は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。
- ・ポスター及びチラシに変更がある場合、変更の1週間前までに審査を受けてください。また、広告内容の変更は、1か月に1回を超えない範囲で行うことができます。

■申込み

申込方法	申込書を提出してください。
事業者選定方法	月毎に広告事業者を決定します。 ※ 同一月に複数から申込みがあった際には、より高い広告料を提示いただいた金融機関に決定します。
募集開始日	令和8年6月1日（月）
申込期間	令和8年6月1日（月）～22日（月）
申込先	（担当課名）尾張旭市会計課 （所在地）〒488-8666 尾張旭市東大道町原田 2600 番地 1 （TEL）0561-76-8175（直通） （メールアドレス）kaikei@city.owariasahi.lg.jp
留意点	※財産の使用許可を受けていただく必要はありません。 ※残部状況に応じて随時、担当より補充のご連絡をさせていただきます。

■地図・募集対象施設の写真



■広告掲出場所等の写真

